

事業主（給与支払者）の皆さま

個人住民税の特別徴収の指定についてのお知らせです。

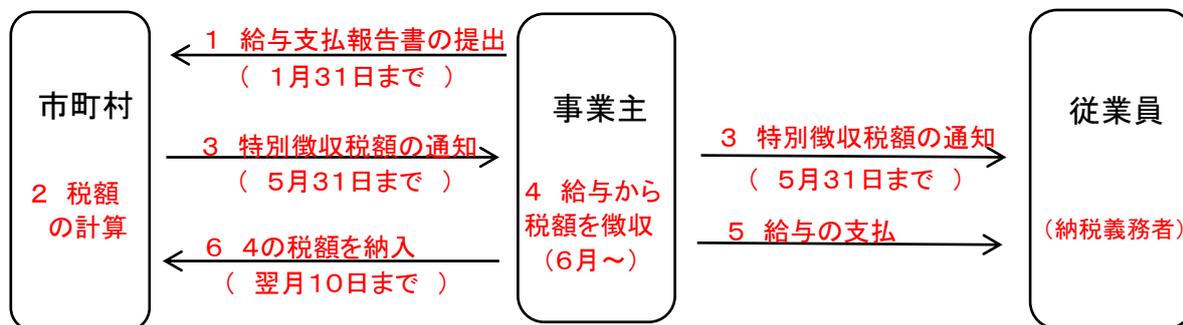
北海道後志総合振興局と管内の市町村では、個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さまに、順次、個人住民税の特別徴収義務者の指定を実施していくこととなりました。

■ 個人住民税の特別徴収とは

給与支払者である事業主が、給与所得者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋道民税）を徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

■ 特別徴収の事務のながれ



- 1 従業員がお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。（1月31日まで）
- 2 市町村が従業員ごとの個人住民税を計算します。
- 3 事業主の皆さまに、特別徴収していただく税額をお知らせいたします。（5月31日まで）
※所得税の源泉徴収のように税額の計算や年末調整などの手間はかかりません。
- 4 6月以降、毎月の給与の支払の際に、税額を徴収（天引き）していただきます。
- 5 税額を徴収（天引き）後、通常通り従業員の皆さまに給与の支払い。
- 6 徴収（天引き）した税額は、翌月10日までに市町村へ納入していただきます。
納入（払込）先は、各市町村の出納窓口、または、指定の金融機関へ
※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

■ 事業主の皆さまは個人住民税の税額を計算する手間はかかりません

個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税の源泉徴収のように税額の計算や年末調整などの手間はかかりません。市町村が給与支払報告書に基づき税額計算を行い、各給与支払者へ税額を通知しますので、給与支払の際にその税額を特別徴収（天引き）し、各市町村に納めていただくこととなります。

■ 従業員の皆さまにとっても大変便利な制度です

従業員の皆さまが、納付のために金融機関や市町村窓口に出向く手間をはぶくことができるとともに、納め忘れの心配もなくなります。

年12回に分けて毎月の給与から徴収（天引き）されるので、普通徴収で年4回納める場合に比べて、1回あたりの負担額が少なくすみます。

個人住民税の特別徴収に関する Q&A

Q1 今まで特別徴収していなかったのに、なぜ、今更特別徴収しなければいけないのですか。

A1 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。したがって、これまでも特別徴収していただく必要があったものです。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と徴収を行うためですので、ご理解願います。

Q2 すべての従業員(アルバイト・パートを含む)を「特別徴収」しなければならないのですか。

A2 従業員が、前年中に給与支払を受けており、かつ当年度の当初(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収することとなっています。したがって、アルバイト・パート等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収することとなります。

Q3 これまで従業員の希望で「特別徴収」と「普通徴収」を選べたかと思いますが、何か制度がかわりましたか。

A3 地方税法や各市町村の条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税の特別徴収しなければならないとされています。(地方税法第321条の4及び各市町村の条例)。特別徴収制度は以前からさだめられており、制度が変わったものではありません。

Q4 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A4 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することはみとめられていません。

Q5 従業員が退職や休職をしたときはどうすれば良いですか。

A5 従業員の方に異動(退職・休職等)があったときは、給与所得者異動届出書を当該市町村に提出することとなります。

Q6 特別徴収の納期限までに納入できないとどうなりますか。

A6 事業主が特別徴収した徴収金は、あくまでも従業員からの預かり金ですので、納期限までに納入する義務があります。納期限を超過し、税金を滞納した場合は事業者の方に滞納処分を執行される可能性があります。

Q7 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか。

A7 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q8 新たに特別徴収を行うためには、どのような手続きをすれば良いのですか。

A8 市町村へ「給与支払報告書」を提出する期限である**1月31日までに、各市町村の税務担当課へご連絡ください**。市町村ではこの連絡を受け、5月31日までに特別徴収税額通知書等をお送りしますので、6月から翌年5月までの給与支払時に特別徴収(天引き)して納めていただくことになります。

■ 問い合わせ先

古平町役場町民課税務係

0135-42-2181 内線 30・33